

**長野県中間年評価書**  
**(集落協定等へのアンケート関係)**

|       |     |      |          |
|-------|-----|------|----------|
| 都道府県名 | 長野県 | 担当部署 | 農政部農村振興課 |
|-------|-----|------|----------|

#### Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

|       | 協定等数 |     | アンケート実施<br>協定等数 |     |
|-------|------|-----|-----------------|-----|
|       | 協定   | 集落  | 協定              | 集落  |
| 集落協定  | 1008 | 協定  | 197             | 協定  |
| 個別協定  | 10   | 協定  | 6               | 協定  |
| 廃止協定  | 65   | 協定  | 13              | 協定  |
| 未実施集落 | 134  | 集落  | 7               | 集落  |
| 市町村   | 69   | 市町村 | 69              | 市町村 |

#### V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

##### 1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

|                            | 協定数   | 割合   |
|----------------------------|-------|------|
| ① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1 | 9 協定  | 5 %  |
| ② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2 | 16 協定 | 8 %  |
| ③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1 | 76 協定 | 39 % |
| ④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2 | 64 協定 | 32 % |
| ⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1 | 7 協定  | 4 %  |
| ⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2 | 25 協定 | 13 % |

(2) 集落協定の話合いの持ち方

|                                    | 協定数    | 割合   |
|------------------------------------|--------|------|
| ① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催           | 164 協定 | 83 % |
| ② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催 | 33 協定  | 17 % |

##### 2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

|  | 協定数   | 割合   |
|--|-------|------|
| ① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した                       | 25 協定 | 13 % |
| ② 話合いをリードする者を活用して進めた                               | 47 協定 | 24 % |
| ③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた                                | 45 協定 | 23 % |
| ④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた                    | 78 協定 | 40 % |
| ⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた | 18 協定 | 9 %  |
| ⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した                | 7 協定  | 4 %  |
| ⑦ その他  | 1 協定  | 1 %  |
| ⑧ 特になし   | 10 協定 | 5 %  |
| ⑨ まだ作成していない  | 27 協定 | 14 % |

(2) 集落戦略の作成の効果

|   | 協定数   | 割合   |
|---|-------|------|
| ①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある                  | 3 協定  | 2 %  |
| ②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある              | 22 協定 | 11 % |
| ③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている  | 3 協定  | 2 %  |
| ④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている       | 6 協定  | 3 %  |
| ⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース） | 39 協定 | 20 % |
| ⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある               | 13 協定 | 7 %  |
| ⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある              | 6 協定  | 3 %  |
| ⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある          | 8 協定  | 4 %  |
| ⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある                      | 70 協定 | 36 % |
| ⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある        | 7 協定  | 4 %  |
| ⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある                 | 9 協定  | 5 %  |
| ⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある      | 9 協定  | 5 %  |
| ⑬特に何もしていない                                | 35 協定 | 18 % |
| ⑭その他                                      | 協定    | 0 %  |

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略作成の効果として最も多く挙げられたのが「鳥獣害対策の実施」で36%、次いで「担い手への農用地を貸し付け」で20%であった。  
一方で、「特に何もしていない」集落が18%あったが、集落戦略に定めた事項が実践されるよう指導・助言を行う必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

作成の前提として、地域の現状把握がどの程度正確かつ有効に行えているかを確認する必要がある。その上で、現状認識と戦略が適切に対応しているか検証し、齟齬の修正や有効性の向上を図るべきである。  
また、集落戦略で定めた事項が実践されていない集落協定については、その理由を確かめたいうえで地域を俯瞰できる人材育成や優良事例の提供等、必要な支援を行う必要がある。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

|                    | 協定数       |              |             |           |            |
|--------------------|-----------|--------------|-------------|-----------|------------|
|                    | 広域化<br>加算 | 集落機能<br>強化加算 | 生産性<br>向上加算 | 棚田加算      | 超急傾斜<br>加算 |
| ①協定代表者             | 2<br>(1%) | 2<br>(1%)    | 2<br>(1%)   | 8<br>(4%) | 15<br>(8%) |
| ②協定代表者以外の協定参加者     | (0%)      | 1<br>(1%)    | 2<br>(1%)   | 3<br>(2%) | 7<br>(4%)  |
| ③統合された集落協定又は集落の側から | 1<br>(1%) | (0%)         | (0%)        | (0%)      | (0%)       |
| ④市町村等の行政からの働きかけ    | 1<br>(1%) | (0%)         | 2<br>(1%)   | 5<br>(3%) | 7<br>(4%)  |
| ⑤その他               | (0%)      | (0%)         | (0%)        | (0%)      | (0%)       |

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

|               | 協定数   | 割合   |
|---------------|-------|------|
| ①協定対象農用地の1割未満 | 60 協定 | 30 % |
| ②協定対象農用地の1～3割 | 75 協定 | 38 % |
| ③協定対象農用地の3～5割 | 26 協定 | 13 % |
| ④協定対象農用地の5割以上 | 18 協定 | 9 %  |
| ⑤荒廃化していない     | 18 協定 | 9 %  |

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

|                           | 協定数    | 割合   |
|---------------------------|--------|------|
| ①隣接する集落は本制度に取り組んでいる       | 124 協定 | 63 % |
| ②隣接する集落は本制度に取り組んでいない      | 38 協定  | 19 % |
| ③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない | 35 協定  | 18 % |

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

|                          | 協定数   | 割合   |
|--------------------------|-------|------|
| ①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた      | 10 協定 | 26 % |
| ②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた | 16 協定 | 42 % |
| ③以前と変わらない                | 11 協定 | 29 % |
| ④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った | 協定    | 0 %  |
| ⑤その他                     | 1 協定  | 3 %  |

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

|   | 協定数          |                   |           |           |           |            |
|---|--------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|------------|
|   | ア 制度による全体の効果 | イ 加算に取り組んだことによる効果 |           |           |           |            |
|   |              | 広域化加算             | 集落機能強化加算  | 生産性向上加算   | 棚田加算      | 超急傾斜加算     |
| ① 荒廃農地の発生防止   | 178<br>(90%) | (0%)              | (0%)      | 3<br>(2%) | 1<br>(1%) | 13<br>(7%) |
| ② 水路・農道等の維持、地域の環境が保全された                                   | 165<br>(84%) | (0%)              | (0%)      | 2<br>(1%) | 2<br>(1%) | 11<br>(6%) |
| ③ 農業機械等の共同利用により作業が効率化した                                   | 26<br>(13%)  | (0%)              | (0%)      | (0%)      | (0%)      | 2<br>(1%)  |
| ④ 農業（農外）収入が増加した   | 25<br>(13%)  | (0%)              | (0%)      | (0%)      | 1<br>(1%) | 1<br>(1%)  |
| ⑤ 集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した                        | 12<br>(6%)   | (0%)              | (0%)      | (0%)      | (0%)      | 2<br>(1%)  |
| ⑥ 担い手への農地の集積・集約化が進んだ                                      | 42<br>(21%)  | (0%)              | (0%)      | 1<br>(1%) | 3<br>(2%) | 4<br>(2%)  |
| ⑦ 鳥獣被害が減少した   | 65<br>(33%)  | (0%)              | (0%)      | 1<br>(1%) | 3<br>(2%) | 7<br>(4%)  |
| ⑧ 荒廃農地を再生した   | 14<br>(7%)   | (0%)              | (0%)      | (0%)      | (0%)      | 1<br>(1%)  |
| ⑨ 都市住民等との交流が増加した  | 3<br>(2%)    | (0%)              | 1<br>(1%) | (0%)      | (0%)      | 1<br>(1%)  |
| ⑩ 定住者等を確保した   | 9<br>(5%)    | (0%)              | (0%)      | (0%)      | (0%)      | 1<br>(1%)  |
| ⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した | 14<br>(7%)   | (0%)              | (0%)      | (0%)      | (0%)      | 2<br>(1%)  |
| ⑫ 集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された                                  | 51<br>(26%)  | (0%)              | 1<br>(1%) | 1<br>(1%) | 1<br>(1%) | 4<br>(2%)  |
| ⑬ その他   | 5<br>(3%)    | 1<br>(1%)         | (0%)      | (0%)      | 1<br>(1%) | (0%)       |
| ⑭ 特に効果は感じられない   | 3<br>(2%)    | (0%)              | (0%)      | (0%)      | (0%)      | (0%)       |

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

8割～9割の集落協定が、本制度による取組が「荒廃農地の発生防止」や、「水路・農道等の維持及び地域の環境の保全」に効果があったとしており、多くの集落で本制度の効果を実感している。

一方で、高齢化や担い手不足の現状を踏まえた事務処理の簡素化等の要望も多く寄せられており、本制度がより取り組みやすくなるように見直しを行いつつ、継続する必要がある。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

取組の効果を持続可能とするため、内容の詳細（実施条件や課題）を確認・整理し、各集落の状況と可能性、住民意思に応じた支援が必要である。

## 5 集落協定が実施している各種の活動

### (1) 集落協定が実施している活動

|   | 協定数          |                          |
|---|--------------|--------------------------|
|   | ア 現在実施している活動 | イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む） |
| ①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）       | 102<br>(52%) | 79<br>(40%)              |
| ②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）   | 84<br>(43%)  | 77<br>(39%)              |
| ③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り                                   | 67<br>(34%)  | 50<br>(25%)              |
| ④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）                        | 3<br>(2%)    | 6<br>(3%)                |
| ⑤農作業の共同化  | 32<br>(16%)  | 35<br>(18%)              |
| ⑥農業機械の共同利用                                      | 27<br>(14%)  | 26<br>(13%)              |
| ⑦鳥獣害対策  | 94<br>(48%)  | 76<br>(39%)              |
| ⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用                            | 31<br>(16%)  | 24<br>(12%)              |
| ⑨都市住民との交流活動                                     | 4<br>(2%)    | 3<br>(2%)                |
| ⑩農産物の販売・加工                                      | 11<br>(6%)   | 13<br>(7%)               |
| ⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等） | 17<br>(9%)   | 19<br>(10%)              |
| ⑫生き物観察や生物保全活動                                   | 6<br>(3%)    | 7<br>(4%)                |
| ⑬その他  | 2<br>(1%)    | 1<br>(1%)                |
| ⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない         | 26<br>(13%)  | 31<br>(16%)              |

### (2) (1)の活動に当たっての連携組織

|   | 協定数          |                          |
|---|--------------|--------------------------|
|   | ア 現在実施している活動 | イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む） |
| ①市町村、都道府県                               | 85<br>(43%)  | 78<br>(40%)              |
| ②自治会、町内会                                | 68<br>(35%)  | 55<br>(28%)              |
| ③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体                 | 14<br>(7%)   | 13<br>(7%)               |
| ④地域運営組織                                 | 26<br>(13%)  | 25<br>(13%)              |
| ⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人                     | 1<br>(1%)    | 1<br>(1%)                |
| ⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校                     | 4<br>(2%)    | 5<br>(3%)                |
| ⑦大学                                     | 0<br>(0%)    | 1<br>(1%)                |
| ⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA | 42<br>(21%)  | 39<br>(20%)              |
| ⑨民間企業                                   | 6<br>(3%)    | 4<br>(2%)                |
| ⑩地域おこし協力隊                               | 5<br>(3%)    | 10<br>(5%)               |
| ⑪その他                                    | 5<br>(3%)    | 3<br>(2%)                |
| ⑫連携している組織はない                            | 49<br>(25%)  | 31<br>(16%)              |

#### 5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定が実施している活動として、約4～5割の集落が「協定の対象となっていない農地や農道・水路等についても保全活動や維持管理を行っている」と回答した。周辺地域に対しても貢献している状況が伺える。

一方で、これらの取組を今後も継続するとした集落は減少しており、積極的な活動が難しくなる集落が増加する可能性がある。

また、多様な主体との連携により、生活サービス活動等のステップアップをした取組を行っている例もあり、このような積極的な事例について周知し、取組を広めていく。

#### 5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

条件が多様な中山間地域において、各活動を持続的なものとするべく、現活動の課題等について詳細を整理し、必要な対応を明らかにするとともに今後に生かすべきである。

## V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

### 1 第5期対策における本制度の効果

#### (1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

|               | 協定数  | 割合   |
|---------------|------|------|
| ①協定対象農用地の1割未満 | 2 協定 | 33 % |
| ②協定対象農用地の1～3割 | 協定   | 0 %  |
| ③協定対象農用地の3～5割 | 1 協定 | 17 % |
| ④協定対象農用地の5割以上 | 2 協定 | 33 % |
| ⑤荒廃化していない     | 1 協定 | 17 % |

#### (2) 隣接する集落の状況

##### ア 隣接する集落の本制度の取組状況

|                           | 協定数  | 割合   |
|---------------------------|------|------|
| ①隣接する集落は本制度に取り組んでいる       | 1 協定 | 17 % |
| ②隣接する集落は本制度に取り組んでいない      | 3 協定 | 50 % |
| ③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない | 2 協定 | 33 % |

##### イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

|                          | 協定数  | 割合   |
|--------------------------|------|------|
| ①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた      | 協定   | 0 %  |
| ②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた | 協定   | 0 %  |
| ③以前と変わらない                | 協定   | 0 %  |
| ④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った | 協定   | 0 %  |
| ⑤その他                     | 1 協定 | 17 % |

#### (3) 本制度に取り組んだことによる効果

|  | 協定数  | 割合    |
|--|------|-------|
| ①荒廃農地の発生防止   | 6 協定 | 100 % |
| ②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された                                   | 3 協定 | 50 %  |
| ③農業機械等の共同利用により作業が効率化した                                   | 協定   | 0 %   |
| ④農業（農外）収入が増加した   | 2 協定 | 33 %  |
| ⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した                        | 協定   | 0 %   |
| ⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ                                      | 協定   | 0 %   |
| ⑦鳥獣被害が減少した   | 1 協定 | 17 %  |
| ⑧荒廃農地を再生した   | 協定   | 0 %   |
| ⑨都市住民等との交流が増加した  | 協定   | 0 %   |
| ⑩定住者等を確保した   | 協定   | 0 %   |
| ⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した | 協定   | 0 %   |
| ⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された                                  | 2 協定 | 33 %  |
| ⑬その他   | 協定   | 0 %   |
| ⑭特に効果は感じられない   | 協定   | 0 %   |



### 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

個別協定における本制度の効果として、アンケートに回答した全ての協定が「荒廃農地の発生防止に効果があった」とした。また、アンケートに回答した半数の協定が、「水路・農道等の維持管理や環境保全に効果があった」としており、効果が感じられないとした協定はゼロであった。

### 1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

個別協定の取組が荒廃農地の発生防止、水路・農道等の維持管理、環境保全等に大きく寄与していることを評価すべきである。  
また、活動を持続的なものとするべく、現活動の課題等について詳細を整理し、必要な対応を明らかにすべきである。

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

## 2 今後の経営意向

### (1) 経営規模の拡大意向

|                          | 協定数  | 割合    |
|--------------------------|------|-------|
| ①規模拡大の意向がある              | 協定   | 0 %   |
| ②現状維持                    | 6 協定 | 100 % |
| ③規模拡大より農地を集約したい          | 協定   | 0 %   |
| ④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む） | 協定   | 0 %   |

### (2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

|                        | 協定数 | 割合  |
|------------------------|-----|-----|
| ①農地面積や圃場条件にはこだわらない     | 協定  | 0 % |
| ②基盤整備済みの圃場であること        | 協定  | 0 % |
| ③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること | 協定  | 0 % |
| ④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること  | 協定  | 0 % |
| ⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること    | 協定  | 0 % |
| ⑥日当たりや水はけの良い圃場であること    | 協定  | 0 % |
| ⑦環境保全型農業に適した圃場であること    | 協定  | 0 % |
| ⑧ほ場が面的にまとまっていること       | 協定  | 0 % |
| ⑨賃料が安いこと               | 協定  | 0 % |
| ⑩その他                   | 協定  | 0 % |

### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

アンケートに回答した全ての個別協定が、現在の協定農用地を維持したまま次期対策にも取り組むことが見込まれる。

### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

現状の課題を探り明らかにすることで、次期に向けてより発展的取り組みも模索できるように支援が必要である。



## V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

### 1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

|                                | 元協定数  | 割合   |
|--------------------------------|-------|------|
| ① 荒廃した農用地がある                   | 8 協定  | 62 % |
| ② 作付けしない農用地がある                 | 10 協定 | 77 % |
| ③ 転用された農用地がある                  | 1 協定  | 8 %  |
| ④ 林地化（植林）された農用地がある             | 協定    | 0 %  |
| ⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある | 1 協定  | 8 %  |
| ⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある         | 4 協定  | 31 % |
| ⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある            | 5 協定  | 38 % |
| ⑧ 鳥獣被害が発生している                  | 6 協定  | 46 % |
| ⑨ 災害による被害を受けた農用地がある            | 協定    | 0 %  |
| ⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）      | 協定    | 0 %  |
| ⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）         | 4 協定  | 31 % |
| ⑫ その他                          | 協定    | 0 %  |

#### 1 について都道府県の所見【必須】

担い手に貸付され、引き続き農業生産活動等が継続されている農用地も存在する一方で、荒廃した農用地や作付けしない農用地が発生している状況である。

#### 1 について第三者機関の意見【必須】

どのような場所・条件により、荒廃農地等の発生が生じているのか、その要因を明確にする必要があり、それをもって対策を検討すべきである。  
また、「地域資源の活用」「生活支援の視点」から集落に関わる人材の育成・派遣の検討や、担い手農家への集約については「人・農地プラン」との連携が必要である。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

## 2 集落の共同活動

### (1) 現在の集落での共同活動

|   | 元協定数 | 割合   |
|---|------|------|
| ①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）                  | 3 協定 | 23 % |
| ②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）                | 6 協定 | 46 % |
| ③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り                                   | 4 協定 | 31 % |
| ④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）                        | 協定   | 0 %  |
| ⑤農作業の共同化  | 1 協定 | 8 %  |
| ⑥農業機械の共同利用                                      | 1 協定 | 8 %  |
| ⑦鳥獣害対策  | 5 協定 | 38 % |
| ⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用                            | 1 協定 | 8 %  |
| ⑨都市住民との交流活動                                     | 協定   | 0 %  |
| ⑩農産物の販売・加工                                      | 協定   | 0 %  |
| ⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等） | 協定   | 0 %  |
| ⑫生き物観察や生物保全活動                                   | 協定   | 0 %  |
| ⑬その他  | 協定   | 0 %  |
| ⑭集落で共同活動は実施していない                                | 6 協定 | 46 % |

### (2) 現在の共同活動の参加者の数

|                      | 元協定数 | 割合   |
|----------------------|------|------|
| ①集落協定の活動していた当時より減った  | 4 協定 | 31 % |
| ②集落協定の活動していた当時より増えた  | 協定   | 0 %  |
| ③集落協定の活動していた当時と変わらない | 3 協定 | 23 % |

#### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定を廃止した集落において、農道・水路の管理や鳥獣害対策などの共同活動を行っている集落が約半数ある。

一方で、集落で共同活動は実施していないとした集落も約半数存在し、集落協定の廃止による共同活動の停滞が懸念される。

#### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見に加え、協定廃止集落へはより詳細な調査を早急を実施し、対策案を示す必要がある。今後の廃止集落の急増に備えるべきである。

### 3 5年後（令和10年度）の集落の状況

#### (1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

|      | 元協定数 | 割合   |
|------|------|------|
| ①いる  | 4 協定 | 31 % |
| ②いない | 9 協定 | 69 % |

#### (2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

|      | 元協定数 | 割合   |
|------|------|------|
| ①いる  | 6 協定 | 46 % |
| ②いない | 7 協定 | 54 % |

#### (3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

|                   | 元協定数 | 割合   |
|-------------------|------|------|
| ①集落の農用地の1割未満が荒廃する | 2 協定 | 15 % |
| ②集落の農用地の1～3割が荒廃する | 5 協定 | 38 % |
| ③集落の農用地の3～5割が荒廃する | 1 協定 | 8 %  |
| ④集落の農用地の5割以上が荒廃する | 3 協定 | 23 % |
| ⑤荒廃化しない           | 2 協定 | 15 % |

#### 3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

協定を廃止した集落における5年後の状況について、地域のまとめ役が「いない」とした集落が約7割、農業の担い手が「いない」とした集落が約5割となっており、高齢化・担い手不足の問題は深刻な状況である。

#### 3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

農地の耕作放棄は隣接する空き家の問題とも連動するので、農業に留まらない集落そのものについての深刻な問題である。

協定廃止集落の実態については、詳細を確認する必要があり、条件により対策は一律ではないと考えられるが、農業の担い手不足の課題は喫緊の課題であり、多角的な取組が必要である。

#### 4 集落協定の範囲等

##### (1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

|                            | 協定数  | 割合   |
|----------------------------|------|------|
| ① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1 | 1 協定 | 8 %  |
| ② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2 | 協定   | 0 %  |
| ③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1 | 4 協定 | 31 % |
| ④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2 | 3 協定 | 23 % |
| ⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1 | 1 協定 | 8 %  |
| ⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2 | 4 協定 | 31 % |

##### (2) 集落協定の話し合いの持ち方

|                                      | 協定数   | 割合   |
|--------------------------------------|-------|------|
| ① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催            | 12 協定 | 92 % |
| ② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催 | 1 協定  | 8 %  |

#### 5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

|                              | 元協定数 | 割合   |
|------------------------------|------|------|
| ① 元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる | 6 協定 | 46 % |
| ② 活動に参加する農家はない               | 5 協定 | 38 % |
| ③ 近隣集落に協定がない                 | 2 協定 | 15 % |

##### 5について都道府県の所見【必須】

協定を廃止した集落であっても、周辺の集落協定から誘いがあった場合に、「元協定参加農家の中には参加する農家もいると思われる」とした集落が半数近くある。

集落の統合や広域化により再度取組を開始できる集落も存在する可能性があるため、集落の意向や課題を確認の上、改めて本制度を推進する。

##### 5について第三者機関の意見【必須】

廃止集落にとって近隣の集落協定との統合は、農地所有する個人の希望だけでなく、地域社会としての合理性とメリットを検討して推進される必要がある。

集落統合や広域化に関する対応は、他の制度との組み合わせによる方策を検討する等の工夫が必要となる。

## V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

### 1 現在の集落の状況

#### (1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

|      | 集落数  | 割合   |
|------|------|------|
| ①いる  | 3 集落 | 43 % |
| ②いない | 4 集落 | 57 % |

#### (2) 地域の農業の「担い手」の有無

|      | 集落数  | 割合   |
|------|------|------|
| ①いる  | 5 集落 | 71 % |
| ②いない | 2 集落 | 29 % |

#### (3) 現在の集落での共同活動

|   | 集落数  | 割合    |
|---|------|-------|
| ①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）                  | 6 集落 | 86 %  |
| ②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）                | 7 集落 | 100 % |
| ③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り                                   | 3 集落 | 43 %  |
| ④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）                        | 集落   | 0 %   |
| ⑤農作業の共同化  | 1 集落 | 14 %  |
| ⑥農業機械の共同利用                                      | 1 集落 | 14 %  |
| ⑦鳥獣害対策  | 4 集落 | 57 %  |
| ⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用                            | 1 集落 | 14 %  |
| ⑨都市住民との交流活動                                     | 1 集落 | 14 %  |
| ⑩農産物の販売・加工                                      | 1 集落 | 14 %  |
| ⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等） | 2 集落 | 29 %  |
| ⑫生き物観察や生物保全活動                                   | 1 集落 | 14 %  |
| ⑬その他  | 集落   | 0 %   |
| ⑭集落で共同活動は実施していない                                | 集落   | 0 %   |

#### 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

未実施集落であっても、多くの集落でまとめ役や地域農業の担い手が存在し、全ての集落で何らかの共同活動が実施されていることから、これらの集落に対して本制度の取組を推進する余地がある。

#### 1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

傾斜地の多い当県においては、当制度の一層の推進を図るべきである。  
一方で未実施集落については、事業支援が無くても不便が無いケースも想定され、まずは未実施の要因を正確に把握する必要がある。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

## 2 農用地の状況

### (1) 農用地の耕作者

|                         | 集落数  | 割合   |
|-------------------------|------|------|
| ①地域の担い手が主に耕作            | 集落   | 0 %  |
| ②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作      | 1 集落 | 14 % |
| ③各農家がそれぞれ耕作             | 6 集落 | 86 % |
| ④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない | 集落   | 0 %  |

### (2) 集落の農用地の状況

#### ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

|                               | 集落数  | 割合   |
|-------------------------------|------|------|
| ①荒廃した農用地がある                   | 3 集落 | 43 % |
| ②作付けしない農用地がある                 | 4 集落 | 57 % |
| ③転用された農用地がある                  | 2 集落 | 29 % |
| ④林地化（植林）された農用地がある             | 集落   | 0 %  |
| ⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある | 集落   | 0 %  |
| ⑥担い手から所有者に返還された農用地がある         | 1 集落 | 14 % |
| ⑦担い手に貸し付けされた農用地がある            | 2 集落 | 29 % |
| ⑧鳥獣被害が発生している                  | 4 集落 | 57 % |
| ⑨災害による被害を受けた農用地がある            | 集落   | 0 %  |
| ⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）      | 集落   | 0 %  |
| ⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）         | 3 集落 | 43 % |
| ⑫その他                          | 集落   | 0 %  |

#### イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

|                   | 集落数  | 割合   |
|-------------------|------|------|
| ①集落の農用地の1割未満が荒廃する | 2 集落 | 29 % |
| ②集落の農用地の1～3割が荒廃する | 1 集落 | 14 % |
| ③集落の農用地の3～5割が荒廃する | 1 集落 | 14 % |
| ④集落の農用地の5割以上が荒廃する | 集落   | 0 %  |
| ⑤荒廃化しない           | 3 集落 | 43 % |

#### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

農用地の耕作者については、各農家がそれぞれ耕作している状況が約9割を占めている。また、直近5年間の集落の農用地の状況については、「作付けしない農用地が発生した」集落が約6割、「荒廃した農用地がある」とした集落が約4割となっており、今後更に農用地の荒廃が進むと懸念される。

#### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

「使いきれない農地」は今後増えていく。「今は自分でやれるから」ではなく「将来のために農地保全を図る」意識の啓発を進めたい。  
また、未実施集落の特性も一様とは限らないため、類型化等ができる程度の詳細調査が急がれ、それらを踏まえた対応が必要である。

### 3 中山間地域等直接支払制度の認知度

#### (1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

|                          | 集落数  | 割合   |
|--------------------------|------|------|
| ①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている | 4 集落 | 57 % |
| ②制度があることは知っているが、内容は知らない  | 3 集落 | 43 % |
| ③知らない                    | 集落   | 0 %  |

#### (2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

|                            | 集落数  | 割合   |
|----------------------------|------|------|
| ①集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある | 5 集落 | 71 % |
| ②出たことはない                   | 2 集落 | 29 % |

#### (3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

|                                     | 集落数  | 割合   |
|-------------------------------------|------|------|
| ①集落内の合意が取れなかったため                    | 1 集落 | 14 % |
| ②交付金の返還等の要件が厳しかったため                 | 集落   | 0 %  |
| ③事務手続きが負担となるため                      | 1 集落 | 14 % |
| ④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため           | 集落   | 0 %  |
| ⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため        | 2 集落 | 29 % |
| ⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため         | 1 集落 | 14 % |
| ⑦地域農業の中心となる者がいなかったため                | 2 集落 | 29 % |
| ⑧農業収入が見込めなかったため                     | 1 集落 | 14 % |
| ⑨鳥獣被害が増加していたため                      | 集落   | 0 %  |
| ⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため                 | 集落   | 0 %  |
| ⑪ほ場条件が悪いため                          | 集落   | 0 %  |
| ⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため | 集落   | 0 %  |
| ⑬その他                                | 1 集落 | 14 % |

#### (4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

|     | 集落数  | 割合   |
|-----|------|------|
| ①ある | 3 集落 | 43 % |
| ②ない | 4 集落 | 57 % |

#### 3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

未実施集落において、「本制度の内容を知らない」とした集落が47%であったため、これらの集落に対しては制度の周知を図る必要がある。  
また、制度に取り組む意向がある集落が3集落(43%)あることから、当該集落の意向や課題を確認の上、本制度の取組に向けて推進を図る。

#### 3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

本制度に取り組む意向に差はあるが、県所見のとおり、周知を図る必要がある。



## V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

### 1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

#### (1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

|           | 市町村数   | 割合   |
|-----------|--------|------|
| ①かなり貢献した  | 32 市町村 | 46 % |
| ②一定程度貢献した | 32 市町村 | 46 % |
| ③やや貢献した   | 3 市町村  | 4 %  |
| ④貢献していない  | 2 市町村  | 3 %  |

#### (2) 本制度の効果

|  | 協定数    | 割合   |
|--|--------|------|
| ①荒廃農地の発生防止   | 66 市町村 | 96 % |
| ②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された                               | 63 市町村 | 91 % |
| ③農業機械等の共同利用により作業が効率化した                               | 17 市町村 | 25 % |
| ④農業（農外）収入が増加した                                       | 12 市町村 | 17 % |
| ⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した                    | 3 市町村  | 4 %  |
| ⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ                                   | 13 市町村 | 19 % |
| ⑦鳥獣被害が減少した   | 27 市町村 | 39 % |
| ⑧荒廃農地を再生した   | 8 市町村  | 12 % |
| ⑨都市住民等との交流が増加した                                      | 3 市町村  | 4 %  |
| ⑩定住者等を確保した   | 1 市町村  | 1 %  |
| ⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した | 1 市町村  | 1 %  |
| ⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された                              | 21 市町村 | 30 % |
| ⑬その他   | 1 市町村  | 1 %  |
| ⑭特に効果は感じられない   | 市町村    | 0 %  |

#### (3) 本制度の必要性

|                        | 協定数    | 割合    |
|------------------------|--------|-------|
| ①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある | 市町村    | 0 %   |
| ②制度の見直しを行い、継続する必要がある   | 69 市町村 | 100 % |
| ③制度を廃止しても構わない          | 市町村    | 0 %   |

#### 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

荒廃農地の発生・防止等への本制度の貢献の程度として、「かなり貢献した」又は「一定程度貢献した」と回答した市町村が9割以上を占め、多くの市町村で制度の有効性を認識している。本制度の必要性については、全ての市町村において「制度の見直しを行い、継続する必要がある」としており、制度の継続にあたって事務手続きを改善するなど、より取り組みやすい制度に見直すことが求められる。

#### 1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

当制度が荒廃農地の発生防止へ貢献していないと回答した理由も明確にし、検討すべきである。また、制度の継続に向けては、事務の簡略化のみならず異なる方策の導入が必要である。例えば耕作地が地域として続く可能性や、担い手の可能性等、将来に担い手が見込める地理的条件を検討し、判断指標の作成を行った上で、制度に参加する集落への支援の濃淡を定めていくことが必要であると考えられる。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

## 2 本制度の改善点等

### (1) 本制度の改善点

|                           | 協定数    | 割合   |
|---------------------------|--------|------|
| ①対象地域の要件緩和                | 23 市町村 | 33 % |
| ②傾斜区分の要件緩和                | 22 市町村 | 32 % |
| ③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和       | 19 市町村 | 28 % |
| ④協定活動期間（5年間）の緩和           | 27 市町村 | 39 % |
| ⑤必須活動の内容の緩和               | 30 市町村 | 43 % |
| ⑥集落戦略の内容の簡素化              | 42 市町村 | 61 % |
| ⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し    | 12 市町村 | 17 % |
| ⑧交付単価の増額                  | 27 市町村 | 39 % |
| ⑨加算の充実                    | 6 市町村  | 9 %  |
| ⑩交付金返還規定の緩和               | 25 市町村 | 36 % |
| ⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減 | 49 市町村 | 71 % |
| ⑫その他                      | 2 市町村  | 3 %  |

### (2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

|   | 協定数    | 割合   |
|---|--------|------|
| ①農業の担い手を確保するための支援                                     | 55 市町村 | 80 % |
| ②担い手への農地の集積・集約化のための支援                                 | 29 市町村 | 42 % |
| ③地域外からの定住者等を確保するための支援                                 | 20 市町村 | 29 % |
| ④集落協定の広域化や統合に対する支援                                    | 8 市町村  | 12 % |
| ⑤鳥獣害対策に対する支援  | 40 市町村 | 58 % |
| ⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援                           | 10 市町村 | 14 % |
| ⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援                                | 25 市町村 | 36 % |
| ⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援 | 3 市町村  | 4 %  |
| ⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援               | 4 市町村  | 6 %  |
| ⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援                      | 5 市町村  | 7 %  |
| ⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援                          | 11 市町村 | 16 % |
| ⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援                       | 28 市町村 | 41 % |
| ⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援                      | 25 市町村 | 36 % |
| ⑭その他  | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑮特になし   | 市町村    | 0 %  |

#### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

本制度の改善点として、半数以上の市町村が「事務負担の軽減」や「集落戦略の内容の簡素化」を挙げており、制度の一層の推進のためには、これらの改善により集落や市町村の負担軽減を図る必要がある。

また、集落や農用地を維持するための支援等については、「農業の担い手を確保するための支援」を挙げた市町村が8割と最も多く、担い手に関する支援策の強化が求められる。

#### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落として支援する政策上の制度であるべきという視点からも、個人でできることと、政策としてすべきことを分け、人が住み続けられる条件を見据えて事業を展開する時期に来ていると考える。

知事特認地域など、地域事情に合った要件の緩和も必要である。

また、集落戦略の内容の簡素化に関する要望については、より詳細に検討が必要であり、簡素化によって求められる効果が得られなくなってしまうのではない。

### 3 今後の農地利用や集落機能等

#### (1) 次期対策

##### ア 次期対策における協定数

|                                | 協定数    | 割合   |
|--------------------------------|--------|------|
| ①おおむね現状維持が見込まれる                | 35 市町村 | 51 % |
| ②若干の減少が見込まれる                   | 31 市町村 | 45 % |
| ③かなりの減少が見込まれる                  | 3 市町村  | 4 %  |
| ④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる             | 市町村    | 0 %  |
| ⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる          | 市町村    | 0 %  |
| ⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる | 市町村    | 0 %  |

##### イ 協定数の減少要因

|                           | 協定数    | 割合   |
|---------------------------|--------|------|
| ①活動の中心となるリーダーの高齢化のため      | 22 市町村 | 32 % |
| ②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため | 22 市町村 | 32 % |
| ③地域農業の中心となる者がいないため        | 11 市町村 | 16 % |
| ④農業収入が見込めないため             | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑤鳥獣被害増加のため                | 3 市町村  | 4 %  |
| ⑥事務手続きが負担なため              | 11 市町村 | 16 % |
| ⑦交付金の遡及返還が不安なため           | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため      | 市町村    | 0 %  |
| ⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため  | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑩その他                      | 1 市町村  | 1 %  |

##### ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

|                                   | 協定数    | 割合   |
|-----------------------------------|--------|------|
| ①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する      | 7 市町村  | 10 % |
| ②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する | 13 市町村 | 19 % |
| ③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する             | 2 市町村  | 3 %  |
| ④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する       | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑤未実施集落に対する協定締結を推進する               | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する          | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない         | 50 市町村 | 72 % |
| ⑧その他                              | 2 市町村  | 3 %  |

#### (1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

集落協定の統合・広域化の推進方針に関して、「特段の推進は考えていない」とする市町村が約7割で最も多いが、高齢化や担い手確保に課題があると認識している市町村を中心に、協定の統合・広域化について積極的に検討・推進する必要がある。

#### (1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

現状の支援対策は続けつつも、支援の濃淡をつけた展開とする必要があるのではないかと。担い手確保については「農業」の担い手に限定せず、多様な方策の検討が求められる。広域化についてはメリットの反面、課題も予想されるため、十分な準備が必要である。事務の簡素化や支援は集落に対してのみならず小さな町村に対しても必要である。

(2) 5年後(令和10年)の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

|             | 協定数    | 割合   |
|-------------|--------|------|
| ①かなり荒廃が進む   | 11 市町村 | 16 % |
| ②やや荒廃が進む    | 53 市町村 | 77 % |
| ③荒廃化しない     | 5 市町村  | 7 %  |
| ④荒廃農地の解消が進む | 市町村    | 0 %  |

イ 集落の寄り合いの回数

|           | 協定数    | 割合   |
|-----------|--------|------|
| ①今よりも増加する | 1 市町村  | 1 %  |
| ②今と変わらない  | 32 市町村 | 46 % |
| ③今よりも減少する | 36 市町村 | 52 % |

ウ 集落の各種行事の回数

|           | 協定数    | 割合   |
|-----------|--------|------|
| ①今よりも増加する | 1 市町村  | 1 %  |
| ②今と変わらない  | 31 市町村 | 45 % |
| ③今よりも減少する | 37 市町村 | 54 % |

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

多くの市町村が「今後、農用地の荒廃化が進み、集落の寄り合いや各種行事の回数が減少する」と回答しており、集落機能の低下が懸念される状況である。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

新型コロナウイルス感染症がさらに追い打ちをかけ、人々の集いを遠ざけてしまった。集落機能の補強方法については、RMOなどの方策を含めた多様な対応の検討をモデル的に実施することや、ITも活用した地域全体での情報共有等、検討する必要がある。

#### 4 集落戦略

##### (1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

|  | 協定数    | 割合   |
|--|--------|------|
| ①話し合う場を設けることが困難であった                        | 30 市町村 | 43 % |
| ②協定参加者以外の参集に苦労した                           | 3 市町村  | 4 %  |
| ③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した          | 21 市町村 | 30 % |
| ④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した                   | 5 市町村  | 7 %  |
| ⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した    | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない                       | 22 市町村 | 32 % |
| ⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない               | 11 市町村 | 16 % |
| ⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった         | 40 市町村 | 58 % |
| ⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した | 1 市町村  | 1 %  |
| ⑩その他                                       | 2 市町村  | 3 %  |
| ⑪特になし                                      | 4 市町村  | 6 %  |

##### (2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

|   | 協定数    | 割合   |
|---|--------|------|
| ①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した                      | 13 市町村 | 19 % |
| ②話し合いをリードする者を活用して進めた                              | 20 市町村 | 29 % |
| ③関係機関の協力を得て進めた                                    | 8 市町村  | 12 % |
| ④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた                    | 22 市町村 | 32 % |
| ⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた | 8 市町村  | 12 % |
| ⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した                | 3 市町村  | 4 %  |
| ⑦その他  | 5 市町村  | 7 %  |
| ⑧特になし   | 14 市町村 | 20 % |

#### 4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

それぞれの集落において、工夫しながら集落戦略の作成が進められている。一方で、「話し合いの場の設定や進行」、「高齢化・担い手不足等の困難な課題がある中で、10年後の将来像を想定すること」等に苦労している市町村が多い。

#### 4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

ファシリテーターとしての市町村の役割に期待したい。  
集落戦略作成における市町村担当者の苦労や課題を詳細に調査・共有し必要な支援等について検討する必要がある。

#### 5 農村RMOの推進の意向

|                           | 協定数    | 割合   |
|---------------------------|--------|------|
| ①現在も推進しており、今後も推進する予定      | 2 市町村  | 3 %  |
| ②現在は推進していないが、今後は推進する予定    | 18 市町村 | 26 % |
| ③現在は推進しているが、今後は推進しない予定    | 市町村    | 0 %  |
| ④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定 | 44 市町村 | 64 % |
| ⑤その他                      | 5 市町村  | 7 %  |

#### 5について都道府県の所見【必須】

現在2村で既に推進しているが、その他18市町村で今後推進する予定があるとの回答を得た。県としても、集落機能の維持という観点から、既存の地域運営組織から農村RMOへの発展に向けた支援を行い、農村RMO形成を一層推進する。

#### 5について第三者機関の意見【必須】

「農用地保全」の観点だけでは集落は維持できなくなっている。「地域資源の活用」「生活支援」「移住支援」の観点からも考える人材と連携してほしい。  
集落の持続可能性の課題は多様であり、解決策の一つとしてRMOを選択肢の一つと位置付け、地域への最適化を支援する必要がある。